

確認申請書作成支援ソフトSPICA（スピカ） Ver. 1.3.5 リリースのお知らせ

平成28年6月1日の基準法改正に伴い、SPICAのバージョンアップを行いました。改修項目は以下の通りです。

※新バージョンで作成したデータは旧バージョンで読み込むことは出来ません（不具合が生じます）のでご注意ください

【改修内容】 確認申請書 及び 計画変更確認申請書 第四面【9】欄 の変更

「入力フォーム」

改修前

9. 確認の特例

建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無 有 無

法第6条の4第1項の規定による確認の特例 有 無

適用がある場合は特例の区分

施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは
当該認定形式の認定番号

建築基準法第68条の20の第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは
認証型式部材等の認証番号

認定形式の建築物の場合において、認定の対象となる一連の規定の区分（令136条の2の11第1号）をチェックする項目が追加されました。

改修後

9. 確認の特例

建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無 有 無

法第6条の4第1項の規定による確認の特例 有 無

適用がある場合は特例の区分

認定形式の認定番号 号

適合する一連の規定の区分

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

認証型式部材等の認証番号

「帳票」

改修前

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 号

【ニ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定形式の認定番号】 号

【ヒ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】 号

改修後

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 号

【ニ. 認定形式の認定番号】 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】